第四条のB

議定書第四条のB2の次に2の二として次のように加える。

2の二　締約国は、二千十九年一月一日又は自国についてこの2の二の規定の効力が生ずる日から三箇月以内の日のいずれか遅い日までに、附属書Fに掲げる規制物質であつて、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施する。第五条1の規定の適用を受ける締約国であつて、自国が同月一日までに当該制度を設け及び実施する状況にないと認めるものは、二千二十一年一月一日まで措置の実施を遅らせることができる。

第五条

議定書第五条4中「第二条のI」を「第二条のJ」に改める。

議定書第五条5及び6中「及び第二条のI」を「、第二条のI及び第二条のJ」に改める。

議定書第五条8の三の次に8の四として次のように加える。

8の四(a)　1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のJの規制措置について行われる第二条9の規定に基づく調整に従うことを条件として、第二条のJ1(a)から(e)まで及び3(a)から(e)までに定める規制措置の実施時期を遅らせ並びに当該規制措置を次のように修正することができる。

(i)　二千二十四年から二千二十八年までは、百パーセント

(ii)　二千二十九年から二千三十四年までは、九十パーセント

(iii)　二千三十五年から二千三十九年までは、七十パーセント

(iv)　二千四十年から二千四十四年までは、五十パーセント

(v)　二千四十五年以降は、二十パーセント

(b)　(a)の規定にかかわらず、締約国は、1の規定の適用を受ける締約国が、第二条のJの規制措置について行われる第二条9の規定に基づく調整に従うことを条件として、第二条のJ1(a)から(e)まで及び3(a)から(e)までに定める規制措置の実施時期を遅らせ並びに当該規制措置を次のように修正することができることを決定することができる。

(i)　二千二十八年から二千三十一年までは、百パーセント

(ii)　二千三十二年から二千三十六年までは、九十パーセント

(iii)　二千三十七年から二千四十一年までは、八十パーセント

(iv)　二千四十二年から二千四十六年までは、七十パーセント

(v)　二千四十七年以降は、十五パーセント

(c)　1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のJの規定に基づく消費量の基準値を算定するため、附属書Fに掲げる規制物質の二千二十年から二千二十二年までの消費量の算定値の平均値に附属書Cのグループ1に属する規制物質の8の三に定める消費量の基準値の六十五パーセントを加えた値を使用することができる。

(d)　(c)の規定にかかわらず、締約国は、1の規定の適用を受ける締約国が、第二条のJの規定に基づく消費量の基準値を算定するため、附属書Fに掲げる規制物質の二千二十四年から二千二十六年までの消費量の算定値の平均値に附属書Cのグループ1に属する規制物質の8の三に定める消費量の基準値の六十五パーセントを加えた値を使用することができることを決定することができる。

(e)　1の規定の適用を受ける締約国であつて附属書Fに掲げる規制物質を生産するものは、第二条のJの規定に基づく生産量の基準値を算定するため、附属書Fに掲げる規制物質の二千二十年から二千二十二年までの生産量の算定値の平均値に附属書Cのグループ1に属する規制物質の8の三に定める生産量の基準値の六十五パーセントを加えた値を使用することができる。

(f)　(e)の規定にかかわらず、締約国は、1の規定の適用を受ける締約国であつて附属書Fに掲げる規制物質を生産するものが、第二条のJの規定に基づく生産量の基準値を算定するため、附属書Fに掲げる規制物質の二千二十四年から二千二十六年までの生産量の算定値の平均値に附属書Cのグループ1に属する規制物質の8の三に定める生産量の基準値の六十五パーセントを加えた値を使用することができることを決定することができる。

(g)　(a)から(f)までの規定は、締約国が決定する基準に従つて高温地域除外が適用される生産量及び消費量の算定値については、適用しない。

第六条

議定書第六条中「第二条のI」を「第二条のJ」に改める。

第七条2、3及び3の三

議定書第七条2中「並びに附属書E」の下に「及び附属書F」を加え、同条2列記の部分に次のように加える。

附属書Fに掲げる規制物質については、二千十一年から二千十三年まで。ただし、第五条1の規定の適用を受ける締約国については、二千二十年から二千二十二年までの当該統計資料を提出する。同条1の規定の適用を受ける締約国のうち同条8の四(d)及び(f)の規定が適用される締約国については、二千二十四年から二千二十六年までの当該統計資料を提出する。

議定書第七条2及び3中「及び附属書E」を「、附属書E及び附属書F」に改める。

議定書第七条3の二の次に3の三として次のように加える。

3の三　締約国は、附属書FのグループⅡに属する規制物質の第三条1(d)の規定に基づく施設ごとの自国の年間放出量に関する統計資料を事務局に提出する。

第七条4

議定書第七条4中「輸出量」の下に「並びに生産量」を加える。

第十条1

議定書第十条1中「及び第二条のI」を「、第二条のI及び第二条のJ」に改める。

議定書第十条1に第四段として次のように加える。

第五条1の規定の適用を受ける締約国が、合意された増加費用の一部を賄うことにつながり得る他の資金供与の制度を利用することを選択する場合には、当該増加費用の一部については、この条の規定に基づく資金供与の制度によつては賄われない。

第十七条

議定書第十七条中「第二条のI」を「第二条のJ」に改める。

附属書A

議定書附属書AのグループⅠの表を次のように改める。

グループ	物質	オゾン破壊係数（注）	百年地球温暖化係数
グループⅠ	$CFCl_3$(CFC-11)	一・〇	四、七五〇
	CF_2Cl_2(CFC-12)	一・〇	一〇、九〇〇
	$C_2F_3Cl_3$(CFC-113)	〇・八	六、一三〇
	$C_2F_4Cl_2$(CFC-114)	一・〇	一〇、〇〇〇
	C_2F_5Cl(CFC-115)	〇・六	七、三七〇

附属書C及び附属書F

議定書附属書Cのグループ1の表を次のように改める。

グループ	物質	異性体の数	オゾン破壊係数（注1）	百年地球温暖化係数（注3）
グループⅠ	$CHFCl_2$(HCFC-21)(注2)	一	〇・〇四	一五一
		一	〇・〇五五	
	CHF_2Cl(HCFC-22)(注2)	一	〇・〇二	一、八一〇
	CH_2FCl(HCFC-31)	一	〇・〇二	
	C_2HFCl_4(HCFC-121)	二	〇・〇一	
		二	〇・〇二	
	$C_2HF_2Cl_3$(HCFC-122)	三	〇・〇二	七七
	$C_2HF_3Cl_2$(HCFC-123)	三	〇・〇二	
	$CHCl_2CF_3$(HCFC-123)(注2)	—	〇・〇一	
	C_2HF_4Cl(HCFC-124)	二	〇・〇二	六〇九
	$CHFClCF_3$(HCFC-124)(注2)	—	〇・〇一一	
		—	〇・〇四	